

## 土壌汚染等対策基準等（案）

特定有害物質の名称	土壌汚染等対策基準（条例施行規則第37条）			第二溶出量基準 (mg/l) 指針別表第1	
	土壌溶出量基準 (mg/l) 規則別表第16	土壌含有量基準 (mg/kg) 規則別表第17	地下水基準 (mg/l) 規則別表第18		
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
第2種特定有害物質 (重金属等)	鉛及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀が0.0005以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が0.005以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
第3種特定有害物質 (農薬等)	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下
	ジマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	P C B	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下	

- 土壌溶出量基準  
汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定
- 土壌含有量基準  
汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定
- 地下水基準  
地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定
- 第二溶出量基準  
措置を講じる際に、一定の制限がなされる基準  
(例：「原位置封じ込め」を実施する際は、第二溶出量基準に適合させた上で施工する。)